令和9年度　萩市保育所等入所選考基準

1.基本指数表

NO	保育の必要性の事由			保護者の状況	指数
1	就労	居宅外労働	01	1ヶ月の就労時間が、160時間以上の場合	90
			02	1ヶ月の就労時間が、140時間以上160時間未満の場合	85
			03	1ヶ月の就労時間が、120時間以上140時間未満の場合	80
			04	1ヶ月の就労時間が、100時間以上120時間未満の場合	75
			05	1ヶ月の就労時間が、80時間以上100時間未満の場合	70
			06	1ヶ月の就労時間が、48時間以上80時間未満の場合	65
		居宅内労働	07	1ヶ月の就労時間が、160時間以上の場合	80
			08	1ヶ月の就労時間が、140時間以上160時間未満の場合	75
			09	1ヶ月の就労時間が、120時間以上140時間未満の場合	70
			10	1ヶ月の就労時間が、100時間以上120時間未満の場合	65
			11	1ヶ月の就労時間が、80時間以上100時間未満の場合	60
			12	1ヶ月の就労時間が、48時間以上80時間未満の場合	55
		内 職	13	1ヶ月の就労時間が、80時間以上	60
			14	1ヶ月の就労時間が、80時間未満	55
2	妊娠・出産		15	出産予定日の前後2ヶ月間	70
3	保護者の 疾病・障がい	疾病・傷病 （産前産後の体調不良を含む）	16	入院・入院相当の治療等を要し常に病臥している場合	90
			17	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が常時必要な場合	80
			18	その他の場合	70
		心身の障がい	19	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、 療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時必要な場合	90
			20	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、 療育手帳Bの交付を受けていて、保育が必要場合	80
			21	その他の場合	70
4	親族の介護・看護		22	臥床者、重度心身障がい者、または同程度の障害等が認められる者を 在宅で全介護している場合	90
			23	病人や障がい者の常時観察や介護を在宅で行っている場合	80
			24	その他の場合	70
			25	入院又は週3日以上の付き添い・補助	60
5	災 害 復 旧		26	震災や風水害等の災害により自宅や近隣等の復旧にあたっている場合	90
6	求 職 活 動		27	求職活動をするため児童の保育ができない場合	50
7	就　　学		28	学校もしくは職業訓練の通学する場合	居宅外就労に準ずる
			29	通信制高校等、居宅内での学習が主な場合	居宅内就労に準ずる
8	虐待 ・ DV等		30	児童相談所等の関係機関から協議を受け、 明らかに保育に欠けると認められる場合	100

※1　就労証明書は、就労時間に休憩時間を含めて記載しますが、当該調整では休憩時間を含めない就労時間で判断します。

※2　就労（居宅外）には外勤、居宅外自営業、農業や漁業従事者を基本的に含みます。

2.調整指数表

NO	事由	内容	指数
1	ひとり親世帯	配偶者がいない場合（事実婚を含む）で、かつ64歳以下の同居親族がいない場合.	100
		配偶者がいない場合（事実婚を含む）で、かつ64歳以下の同居親族がいる場合.	90
2	生活保護世帯	就労による自立支援に繋がる場合のみ（担当ケースワーカーに確認）	10
3	経済的理由	生計中心者の失業により就労の必要性が高く、求職活動が必要な場合.	10
4	障がい児保育	申込児童本人に障がい保育の必要性がある場合（障害者または特別児童扶養手当等の写しの提出が必須）	10
5	兄弟姉妹の利用調整	① 既に兄弟・姉妹が保育園等を利用しており、同じ施設への入所を希望する場合. ② 兄弟・姉妹で、同じ施設への新規入所を希望する場合. ③ ①及び②には同じ施設で希望の認定区分のみ異なる場合を含む.	10
		同じ施設への入所申込をしたが、結果的に兄弟・姉妹が別々の施設を利用することとなり、 兄弟・姉妹が入所中の施設に転園を希望する場合.	20
6	再入園	育児休業取得時に退所し、育児休業からの復帰に伴い、退所した施設への再入所を希望する場合.	10
		里帰り出産により退所した施設への再入所を希望する場合.	10
7	事業所内保育所卒園児	地域型保育事業において保育を受けていた子どもが、 卒園後に継続して保育園等を利用することを希望する場合（翌年度に年少に進級する者のみ対象）	10
8	保護者の不在	親が不在の状態で、今後も同様の状態が見込まれる場合（拘禁・行方不明等）	100
9	単身赴任	配偶者が就労を理由に萩市外に居住している場合（就労証明の提出が必須）	10
10	保育士（内定者を含む）	児童の保護者が、萩市内の施設に保育士として就労する場合 （月の勤務時間が120時間以上の場合）	10
		児童の保護者が、萩市内の施設に保育士として就労する場合 （月の勤務時間が120時間未満の場合）	5
11	保育料等の滞納	申込み時点で、利用者負担額（保育料・副食費）を滞納している場合.	-50

◇利用調整について

保育所等において、第1希望の申込者が、保育所・認定こども園の受入可能人数を上回る場合は、以下の優先順位に基づき、入所児童を決定します。

◇優先順位の決定方法

1.基本指数表（児童の父母の合算指数）に、2.調整指数表の該当指数を合算したものを点数とします。

点数が高いほど優先順位が高くなります。

当該点数が同一点数で並んだ場合は、以下により、入所児童を決定します。

※1　萩市では当該施設において利用希望順位が高い方を優先します。

例：①第1希望はA保育園・第2希望はB保育園・点数190点

②第1希望はB保育園・第2希望はC保育園・点数180点　→ B保育園の選考については①の方よりも②の方を優先する。

※2　児童福祉の観点から福祉事務所長が最優先とすべきと判断する事案については点数の高低を問いません。

< 同一点数で並んだ場合の優先基準 >

1	ひとり親世帯の場合
2	対象児童が入所する時点（予定）で兄弟・姉妹が対象施設を利用している場合
3	基本指数表における基本指数が高い場合
4	対象施設の園長の判断による（入所選考会に出席）